

社会福祉法人諒和会電気使用契約一般競争入札にかかる質問および回答

日付	質 問	回 答
1/11	<p>入札額算定にあたっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー促進賦課金の扱いについて特に指定がないが、加味しない、と考えると間違いないか？</p>	<p>現時点での想定金額としての入札になる。未来について変動要素があることも理解しつつ、今回入札においては現時点での想定料金総額で算定されたい。当然、未来の実支払額と乖離が生じることも理解している。</p>
	<p>・入札額の算定は、基本料金+電力量料金±燃料費調整額を合計したのに対して一定率となるが、別途割引は認められるか？</p>	<p>上記項目と同じ。別途割引なども適用したうえでのこちらの支払想定総額での算定をお願いする。</p>
	<p>・入札説明書に記載されている使用量は、平成〇〇年××月～△△月分か？</p>	<p>2017年11月から2018年10月で想定積算している。</p>
	<p>・電力需給契約に関する権限を、電力需給場所を担当している営業所長へ委譲しているため、入札書へ記載する代表者は営業所長名となるが、問題ないか？</p>	<p>問題ないが、可能であれば代表者からの委任状を添付されると間違いない。</p>
	<p>官庁等関係の電力入札にあたっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー促進賦課金は、入札額算定に加味しない、と指定されるのが一般的である。(当然、実際には請求金額に含まれる。)一般競争入札にあたって、応札者により考え方が違くと入札額に影響がでるため、明確にお示しいただければありがたい。</p>	<p>従前の回答の通り、現時点でのそれらを含んだ想定料金総額で算定をされたい。応札者によって差が出ないように、回答を公開している。なお、当方は官公庁ではなく、官公庁の入札に参加経験のない方にも応札の門戸を広げているため、このような形にしていることをご理解願いたい。</p>
	<p>委任状のフォーマットについて、指定はあるか？</p>	<p>特に指定はない。代表者が応札を委任したことさえわかるものであれば構わない。</p>
1/15	<p>入札額算定にあたって力率割引は適応した状態で提出していいか。また、力率の前提は100%と考えていいか。</p>	<p>お見込みの通りで構わないと考える。</p>